

下水道工事にご理解ご協力を！

衛生的で快適な生活を送れるよう、市では下水道の整備、普及促進のため公共下水道工事を実施しています。

今年度は、我孫子3丁目（松園）、緑1丁目、栄、高野山、湖北（北口駅前）、中峠台、新木野1丁目のそれぞれ一部で下水道工事を行う予定です。

また、下水道工事に先立って、ガス、水道管の切廻し工事も行います。

工事場所周辺においては、通行止、迂回路、騒音、振動等、皆さんの日常生活にご不便、ご迷惑をおかけすることがありますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



下水道受益者負担金の概要

◆下水道受益者負担金とは

公共下水道が整備されると、トイレや台所などの生活排水を下水道へ流すことができるようになり、衛生的で快適な生活が可能になるとともに、土地の利用価値も高まります。道路や公園などの公共施設は多くの方々が利用できますが、公共下水道施設の利益を受けるのは施設が整備された区域内の限定された人や地域に限られます。

そこで、その受益者を対象に下水道建設事業費の一部を負担していたくものです。

◆受益者とは

下水道が整備される区域内の土地の所有者です。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利の目的になっている土地については、それぞれの権利者が受益者となります。

◆受益者負担金の額は

受益者負担金の額は、土地の面積に1㎡当りの単価400円を乗じて算出します。負担金の計算の元となる土地の面積は、固定資産の公簿（台帳）によるものです。

例えば、土地面積200㎡の場合の負担金は、200㎡×400円＝80,000円となります。

◆受益者負担金の納付は

受益者負担金は、総額を12回均等分割し、年4回、3年間に渡ってお支払いいただきます。市から納付書を送付しますので、お近くの市指定金融機関及び収納代理金融機関にてお支払いください。口座振替による納付、一括納付も可能ですので、下水道課料金担当までお問い合わせください。

排水設備は早期に設置しましょう！

市では、計画的に下水道を整備しています。すでに整備が終わった区域にお住まいの方は、排水設備の早期設置にご協力ください。

処理区域内し尿浄化槽を使用されている方は、一年位を目安に、くみとり式のトイレを使用されている方は、三年以内に水洗トイレに改造（切替）工事を行い、公共下水道へ接続してください。

また、市では、一日も早く下水道を使っていただけるよう、排水設備工事を行う方に、資金の融資あっせん及び利子補給を行っています。詳細については、下水道課維持担当までお問い合わせください。

井戸水を使用し、人数が変更になる場合

井戸水を使用しているご家庭で、転入・転出・出産・死亡等により人数が変更になる場合は、下水道課に「公共下水道使用開始等届」を提出してください。

一般家庭で井戸水をお使いの方は、ご家族の人数に応じた認定水量で、下記のとおり下水道使用料を算定します。

表1 家族の人数による認定水量（井戸のみ）

家族人数	認定水量	1ヶ月分使用料(税込み)
1人	6立方メートル	945円
2人	12立方メートル	1,171円
3人	18立方メートル	1,852円
4人	24立方メートル	2,557円
5人	30立方メートル	3,276円
6人	36立方メートル	4,101円

ただし、上水道と井戸（家事用）を併用の場合、水道の使用水量と表1の水量の半分を加えたものが、使用水量になります。詳細については、下水道課料金担当までお問い合わせください。

▶ 下水道普及率 ◀

▼我孫子市における下水道普及率

各年3月31日現在

	住民基本台帳人口(人)	処理人口(人)※1	普及率(%)※2
平成17年	131,592	99,068	75.3
平成18年	131,838	101,057	76.7
平成19年	133,541	103,995	77.9
平成20年	134,552	105,236	78.2
平成21年	134,982	106,367	78.8

※1 処理人口:下水道が整備され、供用開始された区域内の人口

※2 人口普及率=処理人口÷住民基本台帳人口×100(%)

受益者負担金Q&A



Q 受益者負担金が土地に対してかかるのはなぜですか。

A 下水道が整備されると、生活環境が向上し、土地の利用価値が高まります。受益者負担金制度は、この下水道が利用できるようになった土地に対して賦課されます。

Q 家の前の下水道工事が終わって下水道が使えるようになったが、受益者負担金はいつ支払うのですか。

A 受益者負担金は、家の前の下水道工事が終わった後、すぐに負担金をお支払いいただく訳ではありません。整備後、市から「下水道事業受益者申告書」を送付しますので、内容を確認のうえ、申告書を返送していただきます。この申告書に基づいて、納付書を作成し、受益者の方へ送付します。

Q 受益者に変更があった場合はどうなりますか。

A 土地の売買や権利関係の変更等で受益者が変更になった場合は、「下水道事業受益者変更申告書」を提出してください。この届出が無いと、市では、新しい受益者の方に負担金の納付書を送付することが出来ません。負担金をどなたが納付されるのかトラブルが生じることがありますので、受益者に変更があった場合は、14日以内に必ず申告書の提出をお願いします。

Q 下水道を使用しない場合は、受益者負担金を納めなくてもよいのですか。

A 受益者負担金は、下水道が整備されたことに対して整備区域内の土地に賦課されますので、下水道の使用有無と関係なく納めていただく必要があります。また、下水道の使用は整備区域内の皆さん全てが下水道へ接続していただかないと地域の環境改善、環境保護の効果につながらないため、法律で使用が義務づけられています。下水道整備区域内に家屋を新築、改築する場合、下水道へ接続しなければ、建築確認の許可が得られません。

Q 農地、山林、駐車場、空き地等の場合、受益者負担金は賦課されるのですか。

A 受益者負担金は、すべての土地に対して賦課しますが、それぞれの土地の地目、現況によって徴収猶予・減免の措置があります。農地、山林は、徴収猶予の対象になりますが、駐車場、空き地等は、減免や猶予の対象にはなりません。

Q 既に浄化槽があり、水洗便所になっていても受益者負担金を納めなければならないのですか。

A 浄化槽は、下水道施設ではありません。下水道施設は、一般に水洗便所だけのものと考え方が多いのですが、家庭から流される汚水を排除して、生活環境を整備することが大きな目的となっていますので、浄化槽を使用している場合も納めていただくことになります。